第２章

ラジオの参議院の「安保」をめぐる応答を気にしながら，まだ見ていなかったラミスの別の書物について，紹介をつづける。ここで，できれば政治学者ラミスの見解全体についての私見を一応まとめておくことにしたい。今回手に入れた本は以下の通り。刊行順に，Ｅ：ダグラス・ラミス著『憲法と戦争』（晶文社・2000年），Ｆ：同『考え，売ります』（平凡社・2001年），Ｇ：同『経済成長がなければ私たちは豊かになれないのだろうか』（平凡社・2004年），の３冊である。

Ｅの『憲法と戦争』は，前回検討したＡおよびＣの系列に属する本であり，発行年月からみて，ＡおよびＣに先行する発言を集めたものである。したがって，重複，というより，その主要テーマである戦争論にしろ，憲法論にしろ，国家論にしろ，ＡおよびＣにみられたラミスの所論の根拠というか，その原型ともいうべき論文が多くふくまれており，これらによってラミス言説への私たちの理解がいっそう深まることになる。したがって本書も諸兄姉の検討に値する書物のなかにくわえられるべきものとしていいだろう。その構成は「ⅰ　憲法第九条について」，「ⅱ　戦争について」，「ⅲ　国家について」の３部立てで，各部はそれぞれ４個乃至２個の論文からなる。

第ⅰ部冒頭の論文「憲法第九条は死んだか」は，1999年８月に，つまり今日では私たちにある程度知られている「周辺事態法」などが国会で承認可決されたわずか数ヵ月後に，すなわち，現在問題とされているさまざまな危険を内蔵した本法案が姿を現わした最初の時点において出現したすばやい反応であって，しかも鋭い問題意識をもってその矛盾を追及した論文であり，いわば，歴史的文献のひとつであったことをまず確認する必要がある。本論文のなかでもっとも注目すべき点は，以下の箇所に在る，と考えられる。ラミスはこう記した，「1999年５月24日に，すべてが変わった。新ガイドライン関連法案――とくに自衛隊法の改正と周辺事態法――を可決させたということで，政府は自衛隊を立派な軍隊組織に変身させる決定的な一歩を踏み出した。」と。

ラミスの論述によれば，この日以前は，日本自衛隊は「交戦権」なき軍隊組織という矛盾を含んだ「例外的な立場」にあった。だから「ＰＫＯ協力法」（1992年）の「武

器使用規定」に端的にみられるように，憲法九条のしばりによって「交戦権」は，日本国自衛隊には認められていなかった（前回「第１章」の「交戦権」の項を見よ)。そこでこのしばりをかいくぐるため，日本政府と自由民主党は，いささか手のこんだ陰険姑息な策略を用意していた。まず21年前の1978年に「日米安全保障協力のためのガイドライン」なるものを日米間で結んだ。これは安保条約のもとで日本国自衛隊と米国軍隊がどのように協力するかということを規定した文書である。ところが，ここが味噌であるが，この文書は条約ではない。それは，ふたつの国の軍部のあいだに交わされたたんなる行政的合意書であって，なんと，それは国会の批准を必要としない，つねづね政治屋どもが愛用する「法の抜け穴」だった。つまり，本来なら，この文書は，すでにきまった条約の内容を具体的に規定する性質を有するはずのものであるが，肝心の条約が出現する前に人目につかないところでその細目が決定されている，という奇妙な不気味な代物である。それから19年の後，1997年になって駄目押しをするようにこの「日米安全保障協力のためのガイドライン」の改定版である同「新ガイドライン」の文書が再度日米間で交わされた。この軍事的合意書の内容は，あきらかに憲法違反，現行法違反の活動を，自衛隊に求めるものとなっていた。そしてむろんのこと,これまた国会の承認は必要としない。そうした下準備の整った２年後の1999年５月に，それらの違法な軍事的活動を合法化するため，日本政府は，自衛隊法改定および周辺事態法を含む「新ガイドライン関連法案」を，国会に提出，その承認を求めた。ラミスの記述によれば，これら一連の動きは，「「尻尾が犬を振る」現象のお見事な例である。軍部が国策の大幅な変革を発表して，政府はそれを合法化するために適当な法案をつぎはぎして，国会が従順にそれを可決する。軍事クーデターに近いという声まである。」という次第だ。

ラミスは,この論文で平和憲法が完全に「死んだ」と断定しているわけではない。これら諸法案には「九条」にしばられた「武器使用規定」はまだ残されていて，あいかわらず自衛隊法の目の上のたんこぶのままである。日本政府の方針は，平和憲法改定・破棄の正面突破は当面望めないということで，裏口から侵入という姑息な手段を選んだというわけだ。だが，そうした本末転倒の「こそ泥」的手法では，所詮，つじつまの合おうはずはない。ラミスのいう「尻尾が犬を振り回す」現象をゴリ押しして通そうとしている無理筋ぶりは，今日の国会の論議を見れば，だれの目

にも明かである。だが，十数年まえ，21世紀への曲がり角の時点で，日本人民の大多数がこの平和憲法破壊の危険が進行しつつあることに気づいていなかったことも，事実であろう。私はわけあってこの時期この間の事情にくわしくない。したがって他に同様の意見がどの程度日本ジャーナリズムにあらわれて警鐘を鳴らしていたかを知らない。ここではラミスがすくなくともその貴重な先見の持ち主のひとりであったことを確認するだけである。

さらに，次の論文「自衛隊はカンボジアに何をしに行ったか――司令官は語る」（1995年）では，前回すでに見たＰＫＯ法案のもとでの自衛隊のカンボジアにおける支援活動の実態が，現地国連軍司令官の直接の証言としてなまなましく紹介されていてまことに面白い。ラミスの取材能力の卓抜さも際立っている（後で触れる「イラク現地報告」も同様だが，かれの手腕は新聞記者顔負けの見事なものだ。）。この将軍の証言においても，自衛隊の「後方支援」が話題になっていたが，経験豊かな職業軍人であるこのオーストラリア陸軍中将の当該国連軍司令官が，日米両国政府の思惑にたいして周到な気配りを示しつつ，日本自衛隊を「真綿でくるんで」扱った経緯を語るくだりは，まことに面白い。日本政府の自衛隊派遣の目的がカンボジアにおける平和維持活動への「貢献」でもなんでもなく，ただただ自衛隊を戦闘可能な部隊として日本国内から国外へと一歩でも派遣したという「実績作り」，つまりは具体的・実質的な「憲法九条」崩し，という一点にかかっていたことを，当該司令官がふと洩らすところなど，それを引き出した取材者ラミスのすぐれた分析能力が遺憾なく発揮されていて，読みごたえ十分である。

以上，第ｉ部冒頭の二つの論文を紹介しただけだが，本書が前回紹介した書物に劣らず，有用でしかも興味あふれる話題にみちていることがある程度おわかりいただけたことと思う。したがって，これ以上の紹介は止め，例によって，手元にあるメモの中から，前回と重複するものをのぞき，注目した問題，あるいは私に理解できていない問題，また気になる問題などにつき，そのいくつかを挙げて，あとの展開は今後の諸兄姉との対話に期待したい，と考える。

今日の戦争というもの

第ⅱ部の「戦争について」は，前回紹介した「戦争」論の原型をなす論文からな

り，前回のものとあわせて検討すべきは当然であるが，そのなかのルポルタージュ「イラクで考えたこと」(1991年10月）は，湾岸戦争（1991年1～4月）直後のイラク現地に赴いて取材した「イラク旅行記」であって，ラミスの考える戦争の内実を語る具体的証言として，ラミスの戦争論を理解するうえで欠くことのできない貴重な資料であるといえる。引用し始めればキリがないが，このルポは，「多国籍軍」，「国連軍」，「米軍」（この識別しがたきいい加減な代物）による対イラク戦争を，空爆，封鎖，民衆という三つの（適切と考えられる）視点からとらえ，その真実にせまろうとした力作であって，学ぶべき指摘が数多くある。とくに，一貫してイラク人民への取材によって戦争のなんたるかを探ろうとする取材姿勢は，当然とはいえ，ゆるがず，見事である。

国連論

国家が暴力を行使する正当性はどこにあるかという問題について，ラミスは，その国家に関する所説のさまざまな場面で，この疑問を提出し，その学的根拠を求めている。第ⅱ部の論文「誰が監視を監視するか」については，ラミスは本書冒頭の「はじめに」のなかに，本論文は「1994年，国連が，これまで国家が独占していた「正当な暴力権」を持ち始めた時期に書いた。」と記述して，その執筆意図を明らかにしている。ここでラミスが問題にしている「旧ユーゴスラビア国際刑事法廷」（ＩＣＴＦＹ）にかかわる国際法やら法理論やらに関する箇所は，素人の私には難解であるが，ことの重大性については理解できたように思う。いずれにせよ，大国と小国，富めるものと貧しいもの，という問題意識抜きでは，つまり，ルソーのいう「正しいはずのもの」が結局のところ「弱いものに新たな拘束を，富めるものに新たな力を与える」(『人間不平等起源論』）結果を生む危険への配慮なしには，国家論や国連論などの検討はむずかしいことよくがわかる。いずれにせよ，「国家暴力」の問題をどう考えるか，ガンディの国家論なども視野に入れて検討すべきだろう。ついでにいえば，ここでの暴力に関するラミスの考察は，つづく第ⅲ部「国家について」冒頭の論文「暴力国家」における歴史的社会学的暴力考と関連しており，同論文中の，日本語の「暴力」，英語の violence，ドイツ語の Gewalt の語義の関連，その異同，等々にたいする周到な考察などは，なかなかに興味深くその手際に知的興奮を

おぼえるほどであった。

正戦論

第iii部「国家について」のなかの「正戦論」は，現在の国際法やほとんどすべての国家がよりどころにしている，いわゆる「正戦論」にたいして，その根本的見直しの必要を論じている。これは前回紹介した書物『なぜアメリカはこんなに戦争をするのか』にも論じられていた「正戦論」の前に置かれるべき論文であって，当然合わせて論議すべきである。「正戦論」ははたして正しいか。あるいは「必要悪」として，受容するのか。それとも，その不満足な結果を考慮して，根本的見直しにとりかかるべきときが来ているのではないか。ラミスは，国際政治学者武者小路公秀との対談「新ガイドラインとは何か」（第ｉ部）を行ない，そのなかで両者は，ともに日本国憲法の「前文」に言及し，これが明確に「正戦論」否定のうえにたっていることの重要さを指摘している。ラミスは，とくに日本国憲法「前文」を，その積極性のゆえに,「九条」以上に強く支持している。武者小路の「前文が言う「恐怖と欠乏から免かれ，平和のうちに生存する権利」は，日本国民だけじゃなく，それを世界中の人に認めようということでしょう。」という発言や，ラミスの「憲法の前文に書いてあるのは。平和な方法で平和を実現してゆく積極的な外交政策の提言です」といった発言に，私たちは真剣に向き合い，慎重審議すべきだと思う。

政治的現実主義

ラミスはこれを推奨して，リアルに，世界の，政治の，経済の，社会の，歴史の，人間の，あらゆるものの現実をみて，とくに政治の現実を直視して，みずからの理性によって判断すべきだ，とくりかえし述べている。私見を付け加えれば，この現実主義は，アントニオ・グラムシのいう《理性の悲観主義》であり，グラムシのいうように，それには《意志の楽天主義》をあわせ複眼的に用いることがぜひとも必要である，と考えるべきだろう。

ある目撃証言

つい先だってのこと，テレビで参議院の質疑を漫然と聞き流していたところ，奇

妙な光景に出会った。質問者野党議員が，「安倍総理，この文章をお読み願いたい」といって，なんと日本憲法の「前文」を指定した。安倍はいくぶん鼻白んだ風情で，しかし，こだわりをみせることなく，それにを小学生のように朗読した。読み終わると，野党議員がいう，「ところで総理，あなたは自由民主党の公的な憲法に関する会合で，この「前文」について，「これを読んだとき《シラジラしい》と感じた」という発言をした，と記録にのこっていますが，これに間違いはありませんか」と。安倍はこれを肯定した。このやりとりは，持ち時間の迫っていたせいか，とにかく野党議員のこの質問意図が奈辺にあるか私には測りかねたまま，なぜかそれ以上の追及を見ることなく終った。念のため翌日「政府批判」的立場の新聞「東京新聞」を覗いたが，べつに記事にとりあげた様子もない。テレビニュースの話題にものぼらなかったようだ。

ラミスは，本書のあちこちで，政治の腐敗が，民衆のあいだに政治的シニシズム（犬儒主義）を生むことを危惧し，警告している。たしかに，投票率の異常な低さ，支持政党なしの無党派層の増大，政治不信，社会的問題への無関心，民族主義的感情への迎合挑発，等々，無力感とシニシズムの蔓延はなげかわしい。政府与党の連中の，児戯に類する横丁を曲がったらすぐバレるような見え透いたうそ，人を人とも思わぬ無法の横行など，わざとやっているとしか思えないこうした愚行の数々は，いちいちかかわっていられるか，馬鹿らしくて物も言えない，といった知的・倫理的怠慢を人にわざとおこさせて，政治的シニシズムをどんどん育てようという政府・自由民主党側の意図した周到な陰謀なのではあるまいか。

それはともかく，この安倍のいう，憲法前文の，どこに「シラジラしさ」が感じられるか，私は，納得の行くまで安倍首相に質問したい。そして，憲法全体を変えてしまいたいと願う政党の党首が，当のその憲法を守るべき政府の首長であることへの居心地のよさ悪さの自覚，その道義的・倫理的違和感はいかがなものであるか，後学のために，この人物の正直な答えがほんとうに聞いてみたい。

ある人びとにとっては，政治は商売であるかもしれない。身過ぎ世過ぎの手段だというかもしれない。だが，商売にしても道義はあるだろう。「後方支援」という運搬業にしても，注文品ならなんでも運ぶ，「後方支援」の供給品目に注文とあらば，「核兵器も法的には可能ででございます」と，事もなげににこやかに答弁する防衛

大臣にも,「法」とはなにか,運搬人としての倫理感はどうなっているのか,これもとことん聞いてみたい,と心底思う。

あやまるということ

また,過日,「70 年談話」なるものが出された。そこで私にとって聞き捨てならぬ言葉が首相安倍晋三の口から出た,「あやまるのは自分たちまでで,子供や孫にはあやまらせたくない」と。大向こうの受けをねらった例の大言壮語のたぐいかもしれないが,これは美しくない,いや,醜い言葉だ。この姿勢は,人間的に根本的に間違っている,と私は思う。なぜあやまらなければならないか,その理由は何か。過去に犯した日本帝国の戦争犯罪のせいであろう。とすれば,あやまるべき相手は犯罪の被害国人民,アジアの被害国人民であろう。あやまるのを止めるときを決めるのは,それを止める権利をもつものは,だれか。日常生活で考えてみよう。危害を与えた人間が相手にあやまる。これは当然だ。ところで,あやまるのをやめるのは,相手が,もうわかった,あやまらなくてもいいよ,といったあとのことだろう。加害者の方が,あやまるのはこれくらいでよかろう,というのは,「傲慢」というものである。本当にはあやまるつもりがなかったのではないか,あやまりは口先ばかりで,じつは相手を見下して,ばかにしているのではないか,普通人の感覚だとそうなると思うが,政治の専門屋,商売として政治で飯をくっている人間たちだと,この安倍的姿勢がむしろ常識だ,とでもいうのだろうか。これは自由民主党の好む「道徳」の問題だ。どうやら,ここにきて,文部科学省お墨付きの「道徳」の教科書には,「うそつき」やら,「いいのがれ」やら,「牽強付会」やら,「面従腹背」やら,「正しいあやまりと間違ったあやまり」など,道徳教育の教材として適切な具体例がいっぱい提供されつつある感がある。

では,いつまであやまらなければならないか。永遠に,である。しかし,なについてあやまるのか,百年後の人にわかるか。そう,放っといてはわからない。だからこそ,正しい歴史認識の教育が必要なのだ。それも独善的でなく,被害者の立場に立った,被害国人民と共有できる歴史認識の教育,いいかえれば,日本民族の立場ではなく,人類の立場に立った,いわば日本国憲法の「前文」の立場に立った歴史認識による教育がなされさえすれば,なぜ永遠にあやまり続けねばならないか,

の意味を，どんな子供でもはっきりと納得してくれるであろう。

Ｆのラミス著『考え，売ります』について一言。本書は，子供に向けて書かれた，新しい日本，新しい世界のイメージをつたえようとする，やさしさにみちた童話だ。昭和のにおいのする日本の小さなある町の夏祭りに，異国人の行商人があらわれる。かれが売るのは考え，アイデアだ。それも金は受け取らない。バナナ一本とか，ひと晩の寝床とか，かれにいま必要なものとの交換で売るのだ。かれの通訳をするのは異国語を解する幼い女の子。ふたりの会話からこの話の世界が開かれていく。話題は，暮らしのこと，子供の遊びのこと，豊かさということ，幸せについて，子供にとって必要なものとはなにか，それらをつぎつぎと子供と一緒に探って行くお話だ。

Ｇの『経済成長がなければ私たちは豊かになれないのだろうか』は，これまで見てきたラミスの著作のなかで，二つの点で注目すべき書物ではないかと思われる。その理由の一つは，これが研究者や学者に向けて書かれた本ではなく，普通の日本人，それも主婦や若い人をも含む広い読者を想定して書かれている点である。そのため表現はつとめてわかりやすさを意識し，また予備知識なく理解できるように，丁寧に例を挙げて説明されている。「経済成長」という言葉が題名につかわれているが，目次をみればわかるように，これまでみてきたラミスの言説の国家，暴力，憲法，といった主要な項目がずらりと並んで，ラミス学説を網羅し，一般向けにそれらを説明しようとしている点である。専門書を書くのはある意味でむずかしくない，一般的な入門書を書くのは経験をつんだ学者でないとできない，とはよくいわれる言葉だが，本書はまさにその種の入門書であるといってよい。第二に，本書の中身は，トマス・ペインの『コモン・センス』にならった，いまある常識（コモン・センス）に挑戦し，あたらしい考えをあたらしい常識にして行こうという，民衆の思想変革を目指した書物なのだ。そのため，ラミスは全力を挙げてかれの思想の全部を，これまでの常識，とくに日本人の常識（たとえば「経済成長」優先説）と正面衝突させ，そこから変化を引き出そうとしている。もしラミスの言説を知るためにその著作一冊を揚げよといわれれば，私は迷わず本書を揚げる。前掲の童話『考え，

売ります』の行商人さながら，ラミスはその思想を《売る》，ただし，その報酬として受け取りを望むのは，日本人の意識改革，というわけだ。例によって，ラミスの筆はのびやかで，その説明に使われる例は，適切でわかりやすく，またいつでも利用できるように配慮されている。また知っておいて損のない新知識がふんだんに紹介されている。例えば，本書の根幹を成す「民主主義（デモクラシー）」についての記述がそれである。詳細は各自で実地にたしかめられたいが，かいつまんで紹介すれば，ギリシャ語のデモクラシーは，デモスは民衆あるいは人民，クラティアは「力」, 上からの権力ではなく下からの, 人びとがあつまったときの「力」である。民主主義の力というのは，共同生活に関する重要なことを，みんなできめる，そういうことをする力，というのがこの語の本来の意味だ，とラミスはいう。そのギリシャ的直接民主制がいつか代表民主制に変わった。だが，それはアリストテレスによれば，本来，民主主義ではない。選挙をすれば，選ばれるのは一番有名な人，一番お金のある人，一番目立つ人だ，つまり当時でいえばそれは貴族である。貴族によって代表される代表制は，民主主義とはいわない。たしかに。だから，本当に代表制で民主的な選びかたをするなら，くじ引きで選ぶ，これなら民主的といえる，事実，ギリシャではそうしていた，と。これまた大変明解である。くじだから，みんなが代表になれるよう平素から心の準備をしておく，また代表に選ばれたからといって，いまみたいに威張ることもない。これがデモグラシーの始まりだった，と。このあと，アメリカの民主主義，アメリカの憲法制定の歴史ど，面白い記述がつづくが，推薦の弁は以上。本書の全目次を紹介しておく。

一章　現実主義の，常識の誤り

二章　国家と暴力

三章　経済発展で格差はなくならない

四章　政治　下からの改革

五章　民主主義

六章　現実変革　（以上）

【2015.8.24】